

- (2) 仮免許状の資格で教諭の職にある者に対する普通免許状取得のための指導については、該当者が現在の資格で教諭の職にあることのできる期間が、小中学校関係では、昭和37年度末限りであることにかんがみ、県内16ヶ所において普通免許状取得についての個人指導会を実施した。
- (3) 昭和36年法律122号並びに昭和36年文部省令18号により、教育職員免許法並びに同法施行規則は相当大巾な改正をみたが、これが周知徹底に努めた。この中には約1,000名に及ぶ技術に関する中学校教諭二級普通免許状の授与に関する事項が含まれる。
- (4) 以上のはか、県教育委員会規則のうち、主として手続に関する規定の改正、単位の修得方法に關し、旧法の適用が廃止されたことによる計画変更の指導等が行なわれた。

## 2 当面する問題

- (1) 仮免許状の資格で小中学校の教諭の職にあることのできる期限は昭和38年3月31日までとなっているが、現在この該当者は約500名となっている。これらの者の中、昭和37年度免許法認定講習により普通免許状の授与を受け得ると思われる者は、200名程度でなかろうか。残りの者が現在の職を失わないためには、私立大学の通信教育なり公開講座なりを積極的に受講し、所定の単位を修得する以外にはその解決策はないのである。
- (2) 国立大学の実施する単位修得試験。通信教育が本年度をもって終了し、これに替るものは現在何も示されておらない。従って、現職教員が上級免許状の授与を受けるためには、県教育委員会の行なう免許法認定講習及び私立大学通信教育、公開講座等によることとなつた。しかし、免許法認定講習においては、その修得できる単位数が少なく、又、私立大学通信教育においては開講されている科目が限られている等の理由で希望する全員が制度を生かすことができない現状であり、この問題の解決も又今後に残された重要な課題である。

## 3 昭和36年度教育職員

### 免許状授与状況

免許状の種別	現職教職員	大学卒業者
小二普免	309	14
小一普免	233	199
中二普免	155	483
中一普免	272	153
高二普免	56	178
高一普免	61	1

養二普免	8	
養一普免	8	
幼二普免	14	33
幼一普免	2	52
臨免	133	
特殊学校免	6	

## 第6節 教職員の給与

### 1 条例、規則等

教育職員の給与の種類及びその額は、国立学校教育職員の給与の種類及びその額を基準として定めるものと教育公務員特例法第25条の5に規定されているが本県においては、県立学校職員については

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第9号)
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和33年条例第54号)
- (3) 職員の給与の支給に関する規則(昭和35年人事委規則第7号)
- (4) 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和33年人事委規則第17号)
- (5) 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和36年人事委規則第5号)
- (6) 職員の給料等の決定の基準に関する規則(昭和33年教委規則第10号)
- (7) 職員の給料の特別調整額に関する規程(昭和36年教委訓令第3号)
- (8) 福島県教育委員会の所管に属する職員の宿日直手当に関する規程(昭和36年教委訓令第7号)

として体系が整備され、市町村立学校職員については

- (1) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和31年条例第56号)
- (2) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和35年人事委規則第8号)
- (3) 市町村立学校職員の給任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和36年人事委規則第10号)
- (4) 市町村立学校職員の給料等の決定の基準に関する規則(昭和36年教委規則第18号)としてそれぞれ制定されており、これらに基づいて給与の支給が行なわれている。

### 2 納入の種類および額等

- (1) 納入の種類は、大別して給料と諸手当に区分されており、給料は職務の内容に応じて等級に分類格付されて国と同一内容の給料表に定める給料月額によって支給されているが、この給料月額は、昭和